

新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会

参 考 資 料

那賀 5 町合併協議会

資 料

1．選挙区を設置した場合の議員定数及び一票の格差の例

例 1、人口比例による議員定数	・・・・・・・・	1
例 2、人口比例によらない議員定数	・・・・・・・・	1

2．那賀 5 町合併協議会に類似している合併協議会

選挙区なし

* 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会	・・・・・・・・	2
* 柏原町・氷上町・青垣町・春日町・山南町・市島町合併協議会	・・・・	3
* 高島地域合併協議会	・・・・・・・・	4

選挙区あり

* 丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会	・・・・・・・・	5
* 鹿本地域合併協議会	・・・・・・・・	6

選挙区を設置した場合の議員定数及び一票の格差の例

例1. 人口比例による議員定数

町名	面積	男	女	総人口	議員定数	議員1人 当り人口	選挙区	正数	端数	切上順位	人口比例 による 議員定数	人口比例 によらない 議員定数	1議席当り 人口	一票の格差
打田	48.45	7,281	7,913	15,194	30	2,335.57	6.5055	6	0.5055	2	7		2,171	1.234
粉河	77.73	8,030	8,888	16,918			7.2436	7	0.2436	4	7		2,417	
那賀	28.12	4,152	4,683	8,835			3.7828	3	0.7828	1	4		2,209	
桃山	51.75	3,781	4,260	8,041			3.4428	3	0.4428	3	3		2,680	
貴志川	22.49	10,121	10,958	21,079			9.0252	9	0.0252	5	9		2,342	
計	228.54	33,365	36,702	70,067			30.0000	28	2		30			

例2. 人口比例によらない議員定数(単純に30議席を5町で割ったものです。)

町名	面積	男	女	総人口	議員定数	議員1人 当り人口	選挙区	正数	端数	切上順位	人口比例 による 議員定数	人口比例 によらない 議員定数	1議席当り 人口	一票の格差
打田	48.45	7,281	7,913	15,194	30	2,335.57	6.5055	6	0.5055	2	7	6	2,532	2.622
粉河	77.73	8,030	8,888	16,918			7.2436	7	0.2436	4	7	6	2,820	
那賀	28.12	4,152	4,683	8,835			3.7828	3	0.7828	1	4	6	1,473	
桃山	51.75	3,781	4,260	8,041			3.4428	3	0.4428	3	3	6	1,340	
貴志川	22.49	10,121	10,958	21,079			9.0252	9	0.0252	5	9	6	3,513	
計	228.54	33,365	36,702	70,067			30.0000	28	2		30	30		

丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会（香川県）

合併の期日 平成 17 年 3 月 22 日

新市の名称 丸亀市

区 分	丸 亀 市	綾 歌 町	飯 山 町	計
人 口	80,105 人	11,603 人	16,648 人	108,356 人
面 積	64.59 k m ²	27.15 k m ²	20.03 k m ²	111.77 k m ²
議員数				
条例定数	28 人	14 人	14 人	56 人
選挙区あり	25 人	4 人	5 人	34 人

議会議員の定数及び任期 合併協定項目の内容

- 1 . 市町村合併の特例に関する法律第 6 条第 1 項に規定する議会の議員の定数に関する特例及び同法第 7 条第 1 項第 1 号に規定する議会の議員の在任に関する特例については、これを適用しない。
- 2 . 地方自治法第 9 1 条第 7 項に規定する新市の議会の議員の定数については 30 人とする。ただし、新市の設置後の最初に行われる選挙により選出される議会議員の任期に相当する期間に限り、34 人とする。
- 3 . 新市の設置後最初に行われる選挙に限り、合併前の関係市町の区域ごとに、公職選挙法第 15 条第 6 項の規定により選挙区を設けることとし、各選挙区の定数は、次のとおりとする。

丸亀市の区域 25 人
綾歌町の区域 4 人
飯山町の区域 5 人

柏原町・氷上町・青垣町・春日町・山南町・市島町合併協議会（兵庫県）

合併の期日 平成16年11月1日

新市の名称 丹波市

区 分	柏原町	氷上町	青垣町	春日町	山南町	市島町	計
人 口	9,947 人	19,296 人	7,401 人	12,390 人	13,651 人	10,172 人	72,857 人
面 積	32.33 k m ²	110.14 k m ²	99.86 k m ²	75.64 k m ²	98.16 k m ²	77.15 k m ²	493.28 k m ²
議員数							
条例定数	14 人	18 人	16 人	16 人	16 人	16 人	96 人
選挙区なし							

議会議員の定数及び任期 合併協定項目の内容

- 議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第6条及び第7条の特例は適用せず地方自治法第91条第1項及び第2項の規定に基づき、定数30人と定め、新市の設置の日から50日以内に選挙を実施する。
報酬については、合併時に調整する

鹿本地域合併協議会（熊本県）

合併の期日 平成 17 年 1 月 15 日

新市の名称 山鹿市（やまがし）

区 分	山鹿市	鹿北町	菊鹿町	鹿本町	鹿央町	計
人 口	32,944 人	5,290 人	7,524 人	8,522 人	5,211 人	59,491 人
面 積	87.02 k m ²	86.17 k m ²	77.38 k m ²	17.63 k m ²	31.47 k m ²	299.67 k m ²
議員数						
条例定数	22 人	12 人	14 人	14 人	12 人	74 人
選挙区あり	14 人	4 人	4 人	4 人	4 人	30 人

議会議員の定数及び任期 合併協定項目の内容

- 1 . 新市におけるの議会議員の任期及び定数の取扱いについては、地方自治法第 9 1 条第 1 項に規定による条例定数を 30 人とし、選挙を行う。
ただし、合併後最初に行われる設置選挙に限り、公職選挙法第 15 条及び同法施行令第 9 条の規定による選挙区（旧市町村単位定数：山鹿市 14 人・鹿北町 4 人・菊鹿町 4 人・鹿本町 4 人・鹿央町 4 人）を設けるものとする。

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会（香川県）

合併の期日 平成 1 7 年 1 0 月 1 1 日

新市の名称 観音寺市

区 分	観 音 寺 市	大 野 原 町	豊 浜 町	計
人 口	44,755 人	12,799 人	9,001 人	66,555 人
面 積	49.09 k m ²	51.66 k m ²	16.69 k m ²	117.44 k m ²
議員数				
┆ 条例定数	20 人	16 人	13 人	49 人
選挙区なし				

議会議員の定数及び任期 合併協定項目の内容

- 1 . 新市の議会の議員については、新市の設置の日から 5 0 日以内に、地方自治法第 9 1 条第 7 項に規定に基づき、1 市 2 町の協議により、あらかじめ定める定数により設置選挙を行うものとし、市町村の合併の特例に関する法律に規定する議会の議員の定数及び在任に関する特例は、これを適用しない。
- 2 . 地方自治法第 9 1 条第 7 項の規定に基づき 1 市 2 町の協議により、あらかじめ定める新市の議会の議員の定数については 2 4 人とする。
- 3 . 選挙区については、全市域で 1 選挙区する。

高島地域合併協議会（滋賀県）

合併の期日 平成 1 7 年 1 月 1 日

新市の名称 高島市

区 分	マキノ町	今津町	朽木村	安曇川町	高島町	新旭町	計
人 口	6,210 人	13,921 人	2,625 人	14,489 人	7,138 人	11,068 人	55,451 人
面 積	78.34 k m ²	22,74 k m ²	165.77k m ²	48.47 k m ²	63.20 k m ²	32.84 k m ²	411.36 k m ²
議員数							
条例定数	12 人	14 人	10 人	16 人	12 人	14 人	78 人
選挙区なし							

議会議員の定数及び任期 合併協定項目の内容

- 1 . 6 町村の議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律（以下「合併特例法」という）第 6 条及び第 7 条の規定を適用せず、地方自治法第 9 1 条第 1 項、第 2 項及び第 7 項の規定に基づき、新市の議会議員の定数を 3 0 人と定め、公職選挙法第 3 3 条第 3 項の規定に基づき、新市の設置の日から 5 0 日以内に設置選挙を行う。
新市の議会議員の選挙については、新市の区域をもって選挙区とする。

- 第 1 回、第 2 回小委員会資料の設置選挙（原則）においては「朽木村」は加入していない資料でしたが現在加入していますので人口、面積、議員数は多くなっています。